

「次亜塩素酸水」等の販売実態について（ファクトシート）令和2年5月29日新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局発行についての弊社の見解

2020年6月1日

ヴィータ株式会社

代表取締役 太田好紀

弊社商品（アルヴィシヤット）をご愛用頂き誠に有難う御座います。

「次亜塩素酸水」等の販売実態について（ファクトシート）令和2年5月29日新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局発行についての弊社の見解をまとめましたのでご査収くださいます様お願い申し上げます。

## I. 「次亜塩素酸水」等の科学的特性から必要な表示内容について

「次亜塩素酸水」等の性質や取扱においては、製法と原料が基礎的な情報となる。また、「次亜塩素酸水」等の効力は「有効塩素濃度（残留塩素濃度）」と「酸性度」が指標となる。

### 1. 製法・原料

(1) 液体の販売にあたって、製法（電気分解、混和等）や原料（以下の①～③）が明記されていないものが多い。

①電気分解によって生成された製品については、用いた電解質。

②化学物質の混和によって生成された製品について、用いた化学物質。

③上記以外の製法によって生成された製品について、その生成過程及び用いた原料。

(2) 「次亜塩素酸水」を生成できるとうたった液体、粉末、タブレット等の販売にあたって、含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式が明記されていないものが多い。

### 弊社見解

アルヴィシヤットは、次亜塩素酸ナトリウムと希塩酸と水の混合物であり、製品に成分として、「次亜塩素酸 次亜塩素酸イオン」と明記しております。それ以外は水道水に含まれる成分のみです。

### 2. 液性・濃度・成分

(1) 液性を、pH 値によって明記していないものが多い。

(2) 次亜塩素酸濃度を、mg/L 又は ppm を単位として明記していないものが多い。希釈して用いる製品については、希釈方法について明記していない。

(3) 液体の販売にあたって、製造日及び使用可能期間、使用可能期間中における次亜塩素酸濃度の低減について明記していないものが多い。

(4) 「次亜塩素酸水」を生成できるとうたった製品の販売にあたっては、製品としての使用可能期間（適切な液性・濃度の次亜塩素酸水が生成可能な期間）及び生成後の液体の使用可能期間について明記されていないものがある。また、次亜塩素酸濃度の低減について明記されていないものもある。

(5) 次亜塩素酸以外の成分について、明記していないものが多い。

#### 弊社見解

アルヴィシヤットは、次亜塩素酸濃度「400ppm」と明記しており、pHは表記されておりませんが、出荷時にpH5.5～6.5であることを全数検査して出荷しております。

使用時の希釈倍率についても、取扱説明書に記載しております。

製造日および使用可能期間も明記されており、使用時に濃度の確認ができるように塩素濃度のテストペーパーも付属しております。

## II. 有効性や安全性の根拠について

### 1. 有効性・安全性の根拠と試験

(1) 消毒・除菌等の有効性の根拠が明確でないものが多い。さらに、有効性試験を行っている場合でも、国際規格(ISO)、国家規格(JIS)、団体規格等で規定されている評価法を用いていないものがあるほか、結果の表示にあたっては、試験実施時期、用いた手法、試験機関、結果等が明示されていない場合がある

(2) 安全性を謳っているにもかかわらず、その根拠が不明なものが多い。

#### 弊社見解

弱酸性次亜塩素酸に対する安全性は、第三者機関（財団法人食品農医薬品安全センター）にて検証されており、有効性に関しても第三者機関（日本食品分析センター、BMIL フード・サイエンス、北里大学）で検証されています。

しかし、アルヴィシヤットはあくまでも除菌・消臭液（雑貨）であるため、薬機法の観点からこれらの表記はできず、特定の菌やウイルスに対する効果も謳うことができません。今後も弊社としてはこれらの表記は致しません。

### 2. 「食品添加物」等を根拠とした説明

(1)食品添加物であることを根拠として、人体への安全性を謳っているものがある。

(2)食品添加物や医薬品である「次亜塩素酸水」と同等の液性・濃度であることだけを根拠として、安全性を謳っているものがある。

(3)原料が食品添加物であることを根拠として、最終製品の安全性を謳っているものがある。

#### 弊社見解

弊社では、食品添加物を根拠として人体への安全性を謳ってはおりません。

あくまでも、第三者機関での検証を基に販売しております。

### 3. その他

(1) 有人空間での「次亜塩素酸」等の噴霧によるウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示を行う例がある。

(2) 他社製品の有効性・安全性を誹謗するような広告を行っているものがある。

弊社見解

弊社では、「次亜塩素酸」等の噴霧によるウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表現は、一切致しておりませんし、他社製品の有効性や安全性を誹謗するような広告は一切行っておりません。

### III. 使用上の注意

#### 1. 安全上の注意事項

- (1) 酸と混ぜた場合や保管中等に塩素ガスが発生する可能性があること、通気性の良い場所に保管すべきことを記載していないものがある。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム等と混同して使用すると危険であることを記載していないものがある。

弊社見解

弊社では、取扱説明書に酸と混ぜると危険である旨を明記しており、保管場所も直射日光が当たらない冷暗所への保管を記載しております。

#### 2. 有効性を維持するための注意事項

- (1) 有機物によって分解されるため、予め対象物の汚れを落としておくべきことを記載していないものがある。
- (2) 紫外線によって分解されるため、遮光性の容器に入れるか暗所に保管すべきことを記載していないものがある。

弊社見解

弊社では、取扱説明書に使い方を明記しており、洗浄後にアルヴィシャットを使うように案内しております。また、紫外線による分解を防ぐために、直射日光のあたる場所に置かずに、冷暗所に保管することも明記しております。

### IV. その他、自主的かつ合理的な選択を妨げ、あるいは法令違反のおそれがあるもの

1. 既存の医薬品及び医薬部外品と同一の名称を用いている。
2. 医薬品又は医薬部外品とまぎらわしい名称を用いている。
3. 薬機法に基づく承認を得ていないにもかかわらず、手指・人体への効果を謳っている
4. 特定の効果・効能を謳う名称を用いている。
5. その他、関連する法令に抵触する名称を用いている。
6. 特許に係わる旨を表示する場合に、「方法特許」又は「製法特許」の文字及び特許番号並びに特許発明にかかる事項を併記して正確に表示していないものがある。

弊社見解

弊社では、上記のような、医薬品又は医薬部外品と同一あるいは紛らわしい名称は用いておりませんし、手指・人体への効果や特定の効果・効能を謳うことも致しておりません。

## 弊社総論

弊社では、成分およびpHの管理のもと、製造年月日・使用期限・使用方法・保管方法などを明記して販売しており、2008年の発売以来、多くのユーザー様にご愛用頂いておりますが、一度も健康被害や事故の報告はありません。

次亜塩素酸は、使用時の濃度とpHが大切であり、それらが担保されていない商品が多く出回っているとの観点から発行されたファクトシートとなっております。

弊社商品であるアルヴィシャットは、成分も明記された商品で、出荷時に塩素濃度とpHを全数検査して出荷している商品です。そして、次亜塩素酸は自己分解をして塩素濃度が下がる性質があるため、予め使用濃度に希釈した製品は販売せず、使用時に都度希釈してご使用いただく製品として販売しております。さらに、使用時に希釈した次亜塩素酸が適正な濃度を保っているかを確認できる塩素濃度のテストペーパーも付属しております。

また、今回のファクトシートでは、次亜塩素酸の効果は確認出来ていないという中間報告であり、いち早く効果確認がなされることを切に期待します。

一方では帯広畜産大学において

『新型コロナウイルスに対する次亜塩素酸水の不活化効果を証明』

北海道大学とエナジック社において

『次亜塩素酸水で新型コロナ不活化「30秒以下で」 北海道大学とエナジック社が実証』

など次亜塩素酸の新型コロナウイルスに対しての効果が大学や研究機関において検証されております。

さらに、三重大学大学院において

『気体状次亜塩素酸を利用した空間微生物の制御』

など、空間での微生物の制御に次亜塩素酸が有効であるという報告も出されています。

使用する除菌水の製造方法や内容成分は違うにせよ次亜塩素素(HClO)のウイルスの破壊は濃度とpH値によるものが大きく、今後も塩素濃度とpHの管理を徹底して商品の出荷をしてゆく所存でございます。弊社といたしましても、今後も法令順守の精神を堅持しつつ次亜塩素酸を通し、皆様が安全で安心して暮らせる生活のお手伝いをさせて頂きたく存じます。